

中部森林管理局 分収林評価委員会
令和 6 年度議事録

1 日 時 令和 6 年 12 月 12 日（木）13 時 50 分～15 時 20 分

2 開催場所 中部森林管理局 2 階 局長応接室

3 委 員 中島 義雄 委員長 （技術士（森林部門））
織 英子 委 員 （弁護士）
西入 将光 委 員 （不動産鑑定士）

事 務 局 森林整備課長、監査官、分収林係長

4 議事概要

中部森林管理局から分収育林制度における国による持分の買受価格の算定方法等について説明後、各議案の審議を行い、買受価格等を決定し承認されました。
委員会で出された主な意見は次のとおりです。

委 員：買受予定箇所については、どのように買受金額を算定しているのか。

事務局：「分収育林実施要領」において、時価を基準とすることになっている。具体的には、森林管理署長が分収育林地の収穫調査結果を受け、「立木価格評定要領」に基づき立木価格を算定する。

委 員：買受けに伴う意向確認について、契約者から説明を対面で行ってほしいという要望を受けたことはあるのか。

事務局：ない。

委 員：今年度の落札額の一口当たりの全国平均額が約 30 万円とのことであったが、中部森林管理局管内の実績はどうか。

事務局：令和 6 年 11 月末時点で 18 件の落札物件があり、一口当たりの平均額は約 20 万円となっている。

委 員：令和 5 年度の対象物件の買受実績はどのような状況なのか。

事務局：口数ベースでは買受希望 61 口に対して 51 口、契約者数ベースでは 58 名に対し 48 名の成立となり、買受希望者の 83%が同意している。

委 員：対象物件の林内状況の写真を見ると、主伐期を迎えた山にしては木が細い物件があるが、どのように捉えているのか。

事務局：中部森林管理局管内は地位が低く標高が高い地域が多いことから、樹種にもよるが成長量が低いため大きくなりにくいものの、年輪は緻密となっている。